

C l o u d C R E W
アセスメントクラウド利用約款

GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社

第1章 総則

第1条（本利用約款の目的）

1. C l o u d C R E Wアセスメントクラウド利用約款（以下、「本利用約款」という。）は、GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社（以下、「当社」という。）が提供するC l o u d C R E Wアセスメントクラウド（以下、「本サービス」という。）の利用条件について定めることを目的とします。
2. 本サービスの一部は、アマゾン ウェブ サービス ジャパン株式会社及びA m a z o n W e b S e r v i c e s , I n c .（以下、総称して「AWS社」という。）の提供するサービス（以下、「AWSクラウドサービス」という。）により構成され、お客さまは本利用約款のほかAWS社が定めるAWSカスタマーアグリーメント及び、付随する提供条件（以下、総称して「AWS利用約款」という。）に同意し、これを遵守するものとします。お客さまは、AWS利用約款の最新版を、当社が通知するAWS社のウェブサイトにおいて閲覧するものとします。
3. 本利用約款とAWS利用約款との間に矛盾又は抵触する規定がある場合には、本利用約款の内容を優先するものとします。

第2章 利用契約の成立

第2条（申込みの方法）

1. 本サービスの利用を希望する者は、本利用約款及びAWS利用約款の内容に同意の上、当社が別途指定する方法によって本サービスの申込みを行うものとします。
2. 本サービスの申込者は、本利用約款及びAWS利用約款に同意したものとみなします。

第3条（利用契約の成立）

1. 本サービスの利用契約（以下、「利用契約」という。）は、当社がお客さまの申込みに対して承諾の意思表示を行った時に成立するものとします。
2. 当社は、お客さまについて次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、本サービスの申込みに対して承諾を行わないことがあります。

- (1) 本利用約款及びAWS利用約款に違反して本サービス等を利用することが明らかに予想されると当社が判断したとき。
- (2) 当社に対して負担する債務の履行について現に遅滞が生じているとき又は過去において遅滞の生じたことがあるとき。
- (3) 本サービスの申込みに際して当社に対し虚偽の事実を申告したと当社が判断したとき。
- (4) 第22条(反社会的勢力との関係排除)第1項に定める反社会的勢力に該当するとき。
- (5) 本人確認を行うことができないとき。
- (6) 前各号に定めるときのほか、当社が業務を行う上で支障があるとき又は支障の生じるおそれがあると当社が判断したとき。

第3章 お客様の義務

第4条 (アカウントの管理)

1. お客様は本サービスのアカウントに関する情報を第三者に漏洩しないように細心の注意を払い、善良な管理者の注意義務をもってアカウントに関する情報を適切に管理するものとします。
2. 前項の規定に違反してお客様に損害が生じた場合、当社はその損害について一切の責任を負わないものとします。

第5条 (第三者による利用)

お客様がAWSクラウドサービス等を第三者に利用させる場合において、当社は、当該第三者に対して、本サービスの提供その他の事項に関する一切の責任を負いません。また、当該第三者は、当社に対して、本サービスの利用その他の事項に関する一切の権利を有しません。お客様と当該第三者との間で生じた紛争については、お客様が責任をもって解決するものとし、当社は、当該紛争について一切関与しません。

第6条 (変更の届出)

1. 本サービスの申込みの際に当社に知らせた事項について変更があったときは、当社が別に定める方式に従って、その変更の内容を速やかに当社に届け出るものとします。
2. 当社は、前項の届出が当社に到達し、かつ、当社が変更の事実を確認するまでは、変更のないものとして本サービスの提供及び本サービスに関するその他の事務を行います。

3. 前2項の規定は、本条により当社に届け出た事項についてさらに変更があった場合にこれを準用します。
4. 第1項及び第2項の規定は、相続又は合併により本利用約款に基づくお客様の地位の承継があった場合にこれを準用します。この場合には、本利用約款に基づくお客様の地位を承継した方が、本条に定める変更の届出を行うものとしします。

第4章 権利、保証及び責任

第7条（保証）

当社は、次の各号につき、いかなる保証も行わないものではありません。さらに、お客様が当社から直接又は間接に、AWSクラウドサービスを含む本サービス（以下、「本サービス等」という。）に関する情報を得た場合であっても、当社は、お客様に対し、本利用約款において規定されている内容を超えて、いかなる保証も行わないものではありません。

- (1) 本サービス等の利用に起因して利用環境に不具合や障害が生じないこと。
- (2) 本サービス等が正確かつ完全であること。
- (3) 本サービス等が永続的に稼働すること。
- (4) 本サービス等がお客様の特定の目的に適合し、有用であること。
- (5) 本サービス等がお客様に適用のある法令、業界団体の内部規則等に適合すること。

第8条（免責）

1. 当社は、次の各号に掲げるいずれかの事由によりお客様又は第三者（本サービス等に関わるお客様の顧客、お客様のサービス利用者も含みますが、これらに限りません。）に損害が生じた場合において、当社の過失の有無やその程度に関わらず、データ等の復旧、損害の賠償その他一切の責任を負いません。
 - (1) データ等が本サービス等に関連するシステムの故障その他の事由により滅失若しくは損傷し、又は外部に漏れたこと。
 - (2) お客様又は第三者が本サービス等に関連するシステムに接続することができず、又は本サービス等に関連するシステムに接続するために通常よりも多くの時間を要したこと。
 - (3) お客様又は第三者が本サービス等に関連するシステムに蓄積されたデータ等を他所に転送することができず、又はこれを他所に転送するために通常よりも多くの時間を要したこと。
2. 当社は、前項各号に掲げる事由によるもののほか、本サービス等に関連してお客様又は第三者に生じた損害について、当社の過失の有無やその程度に関わらず、データ等

の復旧、損害の賠償その他一切の責任を負いません。

第9条（不可抗力及び免責）

当社及びお客さまは、天災、地震、火事、交通機関の労働争議、騒乱、伝染病、納入業者の債務不履行、法令の変更、政府、関連省庁若しくは地方公共団体による規制、指示その他の指導、輸送機関の問題又は自己のコントロールの及ばない事項等の不可抗力によって、相手方に損害が生じたとしても、何ら責任を負わないものとします。

第10条（消費者契約に関する免責の特則）

1. 本利用約款の条項のうち、次の各号に掲げるものは、個人のお客さま（事業として又は事業のために本サービスを利用するお客さまを除く。）については、当社の責任の全部を否定するのではなく、本サービスの利用料金の1か月分に相当する金額を限度として当社がその損害をお客さまに賠償するものと読み替えるものとします。
 - (1) 当社の債務不履行によりお客さまに生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項
 - (2) 本利用約款における当社の債務の履行に際してなされた当社の不法行為によりお客さまに生じた損害を賠償する民法の規定による責任の全部を免除する条項
 - (3) 本サービスの目的物に隠れた瑕疵があるとき（本サービスが請負契約の性質を有する場合には、本サービスによる仕事の目的物に瑕疵があるとき。）に、その瑕疵によりお客さまに生じた損害を賠償する当社の責任の全部を免除する条項
2. 本利用約款の条項のうち、次の各号に掲げるものは、個人のお客さま（事業として又は事業のために本サービスを利用するお客さまを除く。）については、適用しないものとします。
 - (1) 当社の債務不履行（故意又は重大な過失に限る。）によりお客さまに生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項
 - (2) 本利用約款における当社の債務の履行に際してなされた不法行為（当社の故意又は重大な過失に限る）によりお客さまに生じた損害を賠償する民法の規定による責任の一部を免除する条項

第5章 料金

第11条（本サービスの利用料金）

1. お客さまは、当社に対して、当社が別途定める本サービスの利用料金を、当社所定の支払方法に従って、当社所定の支払期日までに支払うものとします。なお、銀行振込手

数料その他支払に要する費用は、お客さまの負担とします。

2. お客さまは、為替レートの変動によって利用料金が変動する可能性があることを予め了承するものとします。

第12条（遅延損害金）

お客さまは、本サービスの利用料金を当社が別途定める支払日までに支払わなかった場合には、当該本サービスの利用料金について、年利14.6%の遅延損害金を支払うものとします。

第13条（返金等）

当社は、本サービスの利用料金を受領した場合には、いかなる事由があってもその返金を行わないものとします。

第6章 本サービスの更新、終了等

第14条（お客さまが行う契約の解約）

1. 前項の解除権を行使する場合には、当社の定める方式に従って当社に対して解除の通知を行わなければなりません。当社の定める方式に従わない場合には、解除の効果は生じません。
2. 当社は、当社がお客さまの解除の通知を受領してから5営業日を経過しますと、本サービス等のシステムにお客さまが登録したデータを消去いたします。当社は、このデータの消去によってお客さま又は第三者（本サービス等に関わるお客様の顧客、お客さまのサービス利用者も含みますが、これらに限りません。）に生じた損害について、データ等の復旧、損害の賠償その他一切の責任を負いません。

第15条（当社が行う契約の解除）

1. 当社は、お客さまが次の各号のいずれかに該当した場合には、何らの催告を要することなく直ちに利用契約を解除することができるものとします。
 - (1) 利用契約に違反し、相当の期間を定めて催告しても違反状態を是正しないとき。
 - (2) 手形又は小切手の不渡りを出したとき。
 - (3) 破産手続の申立て、民事再生手続開始の申立て、会社更生手続開始の申立て若しくは特別清算開始の申立て又はこれらの手続の開始決定があったとき。
 - (4) 仮差押え、仮処分、差押え、滞納処分又は競売手続の開始があったとき。
 - (5) 営業を停止し若しくは廃止し、又は営業譲渡、解散、合併の決議をしたとき。

- (6) 第三者に企業買収されたとき又は主要株主に変動があったとき。
 - (7) その他財産状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
2. 前項のほか、当社はお客さまが次のいずれかに該当する場合において、相当の期間を定めて催告しても是正されないときは、利用契約を解除することができるものとします。
 - (1) お客さまが第16条（本サービスの停止）第1項第3号から第6号のいずれかに該当するとき。
 - (2) 第3条（利用契約の成立）第2項各号の規定に該当するとき。
 3. 前項までに定めるほか、お客さまは、当社に対して書面による通知をすることによって、当該通知が当社に到達した月の翌月末日をもって利用契約を解除することができるものとします。
 4. 当社が第26条（サービスの廃止）の規定により、本サービスを廃止した場合には、当該廃止した日に利用契約が解除されたものとします。
 5. 本条に基づき、利用契約が解除された場合であっても、当社はすでに受領した本サービスの利用料金を返金する義務を負わず、お客さまが本サービスの利用料金の支払い義務を免れることもありません。また、当社は、お客さまに損害が発生したとしても、当該損害を賠償する責任を負わないものとします。

第16条（本サービスの停止）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当すると当社が判断するときには、本サービスの提供を停止することができるものとします。
 - (1) 本サービス等に関連する電気通信設備等の保守又は工事によりやむを得ない事由があるとき。
 - (2) 本サービス等に関連する電気通信設備等の障害等やむを得ない事由があるとき。
 - (3) 本サービスの利用料金の支払日までに、お客さまが本サービスの利用料金を支払わないとき。
 - (4) お客さまが法令に違反し若しくは違反するおそれのある態様又は公序良俗に反する若しくは反するおそれのある態様において本サービスを利用したとき。
 - (5) 警察、裁判所その他の政府機関による正当な手続を経た通信の停止命令が出されたとき。
 - (6) 前各号のほか、お客さまが、本利用約款又はAWS利用約款の規定に違反する行為であって、本サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又はそのおそれのある行為をしたとき。
2. 当社は、前項の規定により本サービスを停止しようとするときは、予めその理由及び期間をお客さまに通知します。ただし、緊急やむを得ない場合にはこの限りではありません。

せん。

3. 当社は、当社が第1項に基づき本サービスの提供を停止したことによりお客さま（本サービスに関わるお客さまの顧客、お客さまのサービス利用者その他のお客さまの関係者を含みます。）に損害が生じたとしても、一切の責任を負わないものとします。
4. 本条第1項の各号に該当するため当社が本サービスの提供を停止する場合及びお客さまが利用契約に基づく義務の履行を怠り、当社が本サービスを提供することができない場合でも、お客さまは利用契約に基づく当社に対する金銭の支払い義務は免れないものとします。

第7章 その他

第17条（サービスクレジット申請）

AWS利用規約で提供されたサービスレベルアグリーメントは、AWSクラウドサービスに障害が発生した都度、お客さまが当社を通じてその適用をAWS社に申し出てAWS社が承諾した場合に適用されるものとします。当社は、お客さまのAWS社に対する申し出を代行するに過ぎず、AWS社の承諾を得ることを含めこの申し出に関して一切保証いたしません。

第18条（再委託）

当社は、自己の責任において、本サービスを提供するための必要な業務の全部又は一部を再委託先に委託することができるものとします。

第19条（お客さまのデータの扱い）

1. お客さまが登録したデータの知的財産権は、AWS利用約款に特段の定めがある場合を除き、お客さまに帰属するものとし、お客さま自らの責任と費用をもってこれを保護するものとします。また、当社はこれらお客さまの知的財産権を保護する義務を負わないものとします。
2. お客さま又はお客さまの顧客が登録したデータを改変又は削除する権限はお客さまに帰属しているため、当社は当該データを改変又は削除することができません。当該データに関して第三者から当社に対し、改変又は削除の請求等があった場合、お客さまの責任と費用負担により当該請求等に対応するものとします。なお、当社は、当該請求等に関して当社が費用（合理的な弁護士費用を含みますがこれに限りません。）を負担し又は損害を被ったときは、お客さまに対し、当該費用又は損害に相当する金銭を請求できるものとします。

3. 前項の規定にかかわらず、当社は、利用契約の終了又は解約後、お客さまに対する通知なく、直ちにAWS社の有する電気通信機器に保存された全てのデータ（設定情報、バックアップ、お客さまの顧客が入力した情報を含みますが、これらに限りません。）を削除することができるものとし、当社は当該データを返還、保管又は保護する義務を負いません。
4. 前項に基づき当社がデータを削除したことにより、お客さま（本サービスに関わるお客さまの顧客、お客さまのサービス利用者を含みますが、これらに限りません。）に損害が生じたとしても、当社は理由の如何を問わず一切の責任を負いません。

第20条（機密保持）

1. 「機密情報」とは、お客さま又は当社が相手方から提供を受けた情報のうち、開示する際に機密である旨を開示して開示した情報をいうものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は機密情報に該当しないものとします。なお、機密情報を開示する当事者を「開示者」、受領した他方当事者を「受領者」とします。
 - (1) 相手方からその内容を知らされた時にすでに公に知られていた情報
 - (2) 相手方から知らされた情報とは関係なく独自に開発又は発見した情報
 - (3) 相手方からその内容を知らされた時にすでに知っていた情報
 - (4) 相手方からその内容を知らされた後、公に知られるに至った情報。ただし、被開示者の過失により公に知られるに至った場合を除きます。
 - (5) 相手方からその内容を知らされた後、機密保持の義務を負うことなく第三者から知らされた情報
 - (6) 相手方が、相手方自らの情報について機密保持の義務を負わせることなく第三者に知らせた情報
 - (7) 法令又は証券取引所の定める規則により開示を義務づけられた情報
2. 受領者は、以下の各号に基づいて機密情報を利用契約が有効に存続する期間及び当該期間終了後3年間、機密として保持するものとします。
 - (1) 機密情報を自己の機密情報と同等の注意をもって管理し、第三者に対して開示、公表、漏えいしてはならないものとします。
 - (2) 受領者は、本サービスの利用又は本サービスを履行する目的以外の目的で、機密情報を使用してはならないものとします。
 - (3) 受領者は、機密情報を本サービスの履行に関係する役員及び従業員（以下、「関係従業員等」という。）以外の者に開示してはならないものとします。
 - (4) 受領者は、本サービスの利用又は本サービスを履行する目的に必要な範囲を超えて、機密情報を複製しないものとします。
3. 当社は、前項の定めにかかわらず、自己の責任において、第24条（再委託）に定める再委託先に機密情報を開示することが出来るものとします。

第21条（お客さま情報の開示）

お客さまは、お客さまの情報が、当社の管理するシステムに登録され、本サービス等を提供するために必要な範囲で当社及びAWS社に開示されることに同意したものとみなします。

第22条（反社会的勢力との関係排除）

1. 本条において「反社会的勢力」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいいます。
 - (1) 暴力団及びその関係団体又はその構成員
 - (2) 暴力、威力又は詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する団体又は個人
 - (3) その他、前各号の該当者に準ずる者
2. お客さま及び当社は、次の各号に定める内容について、表明し、保証するものとします。
 - (1) 自らが反社会的勢力に該当せず、かつ将来に渡っても該当しないこと。
 - (2) 自らが反社会的勢力と不適当な関係を有さず、かつ将来に渡っても不適当な関係を有しないこと。
3. お客さま及び当社は、相手方が前項に違反した場合、相手方に対して、催告なくして、利用契約の全部又は一部を解除することができます。
4. お客さま又は当社が第2項に違反した場合、お客さま又は当社は、相手方に対して負っている債務の一切について期限の利益を失い、直ちに相手方に対する全ての債務の履行をしなければなりません。
5. 第3項に基づき当社から利用契約が解除された場合でも、お客さまは、支払済みの本サービスの代金を返還されず、また、利用契約の残期間分の本サービスの代金の支払義務を免れないものとします。
6. お客さま及び当社は、本条に定める解除を行った場合であっても、相手方に対する損害賠償請求権を失わないものとします。なお、解除された当事者は、解除した当事者に対して損害賠償を請求することはできません。

第23条（連絡）

1. 当社からお客さまへの連絡は、書面の送付、電子メールの送信、本サービス上での表示又は当社サイトへの掲載等、当社が適当と判断する手段によって行います。当該連絡が、電子メールの送信、本サービス上での表示又は当社サイトへの掲載によって行われる場合は、インターネット上に配信された時点でお客さまに到達したものとします。
2. お客さまから当社への連絡は、当社所定の宛先への書面の郵送又は当社所定のアドレス宛のメール送信にて行うものとし、当該書面又はメールが当社に受領又は受信された時点で、連絡が到達したものとみなします。当社は、上記宛先又は方法以外の問い合

わせについては、対応できないものとします。

第24条（権利義務の譲渡）

1. お客さまは、当社の事前の書面による承諾なく、利用契約上の地位又は利用契約に基づく権利義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできないものとします。
2. 当社が、本サービスに係る事業を第三者に譲渡（通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。）した場合には、当該事業譲渡に伴い、利用契約上の地位又は利用契約に基づく権利義務並びに登録事項、個人情報、その他の情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、お客さまは、かかる譲渡に予め同意するものとします。

第25条（準拠法及び裁判管轄）

1. 本利用約款の準拠法は、日本国の法令とします。
2. 本利用約款に関する訴えについては、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第26条（本サービスの廃止）

1. 当社は、業務上の都合により、お客さまに対して現に提供している本サービスの全部又は一部を廃止することがあります。本サービスの廃止を行う場合には、事前にその旨をお客さまに通知します。
2. 当社は、本サービスの廃止に関してお客さま又は第三者（本サービス等に関わるお客様の顧客、お客さまのサービス利用者も含みますが、これらに限りません。）に損害が発生したとしても、一切の責任を負担しないものとします。

第27条（本利用約款の改定）

当社は、実施する日を定めて本利用約款の内容を改定することがあります。その場合には、本利用約款の内容は、改定された本利用約款の実施の日から、改定された内容に従って変更されるものとします。

附則（2019年4月22日実施）

本利用約款は、2019年4月22日から実施します。

附則（2020年9月1日最終改定）

本利用約款は、2020年9月1日に改定し、即日実施します。

ver.1.1